

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（令和4年一宮市条例第46号。以下「条例」という。）及び一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（令和4年一宮市規則第35号。以下「規則」という。）の規定に基づき、条例及び規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、条例及び規則に規定する用語の例による。

(帳票の様式)

第3条 規則第39条に定める帳票の様式は、次の表によるものとする。

様式	申請書等の名称	該当条項
様式第1号	保全すべき緑地指定同意書	規則第3条第2項
様式第2号	保全すべき緑地指定申請書	規則第4条
様式第3号	保全緑地指定(解除・変更)通知書	規則第5条第2項
様式第4号	保全緑地内行為届	規則第7条第1項
様式第5号	保全緑地内行為報告書	規則第8条
様式第6号	保全緑地所有者等変更届	規則第9条
様式第7号	保存すべき樹木指定同意書	規則第11条第2項
様式第8号	保存すべき樹木指定申請書	規則第12条
様式第9号	保存樹木指定(解除)通知書	規則第13条第2項
様式第10号	保存樹木行為届	規則第15条
様式第11号	保存樹木行為報告書	規則第16条
様式第12号	保存樹木滅失・枯死届	規則第17条
様式第13号	保存樹木所有者等変更届	規則第18条
様式第14号	市民緑地設置申出書	規則第19条
様式第15号	市民緑地設置決定通知書	規則第20条
様式第16号	市民緑地設置管理計画認定申請書	規則第21条
様式第17号	市民緑地設置管理計画認定書	規則第22条
様式第18号	市民緑地設置管理計画の変更の認定申請書	規則第23条第1項
様式第19号	市民緑地設置管理計画の変更の認定書	規則第23条第2項
様式第20号	緑化計画書	規則第29条第1項
様式第21号	緑化計画変更書	規則第29条第3項
様式第22号	緑化計画承認書	規則第30条
様式第23号	緑化計画変更承認書	規則第30条
様式第24号	緑化計画廃止届	規則第32条
様式第25号	緑化完了届	規則第33条
様式第26号	緑化完了確認通知書	規則第34条第1項

様式第 27 号	検査職員身分証明書	規則第 34 条第 2 項
様式第 28 号	優良緑化建築物等認定申請書	規則第 35 条
様式第 29 号	優良緑化建築物等認定証	規則第 36 条第 1 項
様式第 30 号	優良緑化建築物等不認定決定通知書	規則第 36 条第 2 項
様式第 31 号	建築行為等に係る勧告書	規則第 37 条
様式第 32 号	勧告に対する意見書	規則第 38 条第 1 項

(市民緑地の設置の申出)

第 4 条 規則第 19 条に規定する市民緑地の設置の申出に係る土地等の区域は、300 平方メートル以上の一団の土地等の区域とする。

(市民緑地設置管理計画の認定の申請)

第 5 条 規則第 21 条に基づき市民緑地設置管理計画の認定の申請をしようとする者は、市民緑地設置管理計画認定申請書(様式第 16 号)にあわせて、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 対象となる土地等の所有権その他の使用の権原を有することを証明する書面
- (2) 位置図
- (3) 配置図
- (4) 土地等及び緑化施設の求積図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項の認定の申請に係る市民緑地設置管理計画は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 市民緑地を設置する土地等の区域は、300 平方メートル以上の一団の土地等の区域であること。
- (2) 一宮市緑の基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。
- (3) 緑化率は20パーセント以上であること。

3 前項第 3 号の規定は、既存の緑化施設を含めた緑化面積が基準(緑化率が 20 パーセント以上)を満たしている場合は、適用しない。

(市民緑地の設置管理状況の報告)

第 6 条 規則第 22 条又は第 23 条第 2 項に規定する市民緑地設置管理計画(以下「設置管理計画」という。)の認定又は変更の認定を受けた認定事業者は、市民緑地の設置が完了したとき、又は市長より都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。)第 63 条の規定に基づき市民緑地の設置及び管理の状況について報告を求められたときは、市民緑地設置管理計画状況報告書(様式第 33 号)を市長に提出するものとする。

(市民緑地設置における支援、税の減額等の要件)

第 7 条 規則第 24 条第 1 項ただし書きに規定する条例第 17 条第 2 項第 1 号において市民緑地の保全に必要な税の減額を受ける場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 民間主体(緑地保全・緑化推進法人を含む。)が設置及び管理する市民緑地の土地で、無償貸付又は自己保有のものであること。

(2) 市民緑地の土地及び当該土地と一体となって管理又は使用されている土地（以下「市民緑地と一体の土地」という。）に建築物が建築されている場合又は建築を行おうとする場合は、市民緑地と一体の土地は、次に掲げる用途に供する家屋の敷地の用に供されているもの又は供されるものであること。

イ 住宅

ロ 学校

ハ 幼保連携型認定こども園

ニ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの

ホ 保育所その他これに類するもの

ヘ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等（助産所及び二又はホに掲げるものを除く。）

ト 診療所

チ 病院

リ 公衆便所

ヌ 工場

ル 倉庫

ヲ 店舗

ワ 事務所

カ その他市長が認める用途

2 規則第 24 条第 1 項ただし書きに規定する条例第 17 条第 2 項第 1 号において市民緑地の保全に必要な支援を受ける場合及び同項第 2 号において市民緑地を設置するため必要な整備費の一部について助成を受ける場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 前項第 1 号かつ第 2 号に該当するものであること。

(2) 一宮市立地適正化計画における居住誘導区域内に設置し、かつ、面積は 500 平方メートル以上であること。

(市民緑地における改善命令等)

第 8 条 市長は、認定事業者が認定を受けた設置管理計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認めるときは、法第 64 条の規定による改善に必要な措置を命ずるものとする。

2 認定事業者に対する前項の改善に必要な措置の命令（以下「改善命令」という。）は、市民緑地設置管理計画改善命令書（様式第 34 号）により行うものとする。

3 認定事業者は、改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、その内容を市民緑地設置管理計画改善報告書（様式第 35 号）により市長に報告するものとする。

(設置管理計画の認定の取消し)

第 9 条 市長は、認定事業者が前条第 2 項の改善命令に違反したと認めるときは、法第 65 条に基づき法第 61 条第 1 項の認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消しは、市民緑地設置管理計画認定取消書（様式第 36 号）により行うものとする。

(建築行為における緑化義務等)

第 10 条 条例第 20 条第 1 項に規定する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の確認には、同法第 6 条の 2 に規定する国土交通大臣又は都道府県知事の指定を受けた者による確認を含むものとする。

2 条例第 21 条第 1 項の規定による緑化の計画の承認を得ようとする者は、緑化の計画の承認における円滑な事務処理のため、事前相談を行うものとする。

3 条例第 21 条第 1 項の規定による緑化の計画の承認を得ようとする者は、当該緑化の計画の承認を得るまでは、緑化に係る工事に着手しないものとする。

4 条例第 21 条第 3 項の規定による緑化の計画の変更の承認を得ようとする者は、当該緑化の計画の変更の承認を得るまでは、変更に係る緑化の工事に着手しないものとする。
(植栽基準等)

第 11 条 規則第 29 条別表第 2 における高木を植栽するときは、その時点で樹高は 2 メートル以上とする。

2 植栽帯等にコンクリート、防草シート、砕石などで覆い除草する場合は、規則第 28 条に規定する緑化面積に含めないものとする。

(緑化の特例における屋上緑化、壁面緑化等による面積)

第 12 条 規則第 31 条に規定する屋上緑化、壁面緑化等による面積の「等」とは、ベランダやバルコニーによる緑化、花壇、生物多様性に寄与するビオトープとする。なお、プランターやコンテナなど可動式植栽基盤を用いる場合は 100 リットル以上の容易に移動できないものとし、芝は緑化面積には含まないものとする。

(一宮市景観審議会への意見聴取)

第 13 条 市長は、次に掲げる事項においては、一宮市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことができるものとする。

- (1) 保全すべき緑地の指定、変更及び解除
- (2) 保全すべき樹木の指定、変更及び解除
- (3) 緑化の計画の承認（緑化の特例における緑化と同視できる芸術の判断を含む。）
- (4) 優良緑化建築物等の認定及び不認定

(標準処理期間)

第 14 条 市長は、申請書、申出書、計画書（計画変更書）、完了届の受付から指定、決定、認定、承認、確認までの期間は、次の表によるものとする。ただし、審議会の意見を聴くときは、この限りではない。

指定等の名称	該当条項	標準処理期間
保全すべき緑地の指定	規則第 4 条	30 日
保存すべき樹木の指定	規則第 12 条	30 日
市民緑地設置の決定	規則第 19 条	30 日
市民緑地設置管理計画の認定	規則第 22 条	30 日
市民緑地設置管理計画の変更の認定	規則第 23 条	30 日
緑化の計画の承認	規則第 29 条第 1 項	14 日
緑化の計画の変更の承認	規則第 29 条第 3 項	14 日
緑化完了確認通知書	規則第 33 条	14 日

優良緑化建築物等の認定及び不認定	規則第 35 条	14 日
------------------	----------	------

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。